

介護報酬の請求事務について

- 令和6年度介護報酬改定の概要について
- 介護給付費の適正化について
- 国保連合会での審査と支払までの流れについて
- 給付管理票「新規」「修正」「取消」について
- 返戻（保留）一覧表の見方について
- 静岡県国保連合会のホームページについて
- 【別添】ケアプランデータ連携システムについて

静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課

令和6年7月作成

令和6年度介護報酬改定の概要

社会保障審議会介護給付費分科会資料より抜粋

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- ・ 質の高い公正中立なケアマネジメント
- ・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- ・ 医療と介護の連携の推進
 - 在宅における医療ニーズへの対応強化
 - 在宅における医療・介護の連携強化
 - 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - 高齢者施設等と医療機関の連携強化
- ・ 看取りへの対応強化
- ・ 感染症や災害への対応力向上
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- ・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- ・ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- ・ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した質の高い介護

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- ・ 介護職員の処遇改善
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

5. その他

- ・ 「書面揭示」規制の見直し
- ・ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・ 基準費用額（居住費）の見直し
- ・ 地域区分

令和6年度介護報酬改定の施行時期について（主な事項）

- 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。
 - **6月1日施行とするサービス**
 - ・ 訪問看護
 - ・ 訪問リハビリテーション
 - ・ 居宅療養管理指導
 - ・ 通所リハビリテーション
 - **4月1日施行とするサービス**
 - ・ 上記以外のサービス

- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について**事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする**改正は、令和6年4月1日施行とする。

- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。
 - **令和6年8月1日施行とする事項**
 - ・ 基準費用額の見直し
 - **令和7年8月1日施行とする事項**
 - ・ 多床室の室料負担

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和6年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室の多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和7年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

負担軽減の対象となる低所得者

		基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合				
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費		1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】	
居住費	多床室	特養等	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	
		老健・医療院 <small>（室料を徴収する場合）</small>	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	
		老健・医療院等 <small>（室料を徴収しない場合）</small>	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室的多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）	

介護給付費の適正化について

国保連合会では、保険者の委託を受けて介護給付費の適正化として縦覧点検を行っています。サービス提供月の8ヶ月後に点検を行います。事業所への確認が必要であった場合、事業所宛てに確認・照会通知を郵送しています。

国保連合会から確認・照会通知が届いた場合は、内容についてご確認のうえ、期日までにFAXにて回答を提出してください。

◆縦覧点検（対象：すべての事業所）

確認内容の例）・初期加算を再度算定するための要件は満たしているか。

- ・短期集中リハビリテーション加算の起算日が正しいか。起算日から3月以内に算定されているか。
- ・短期入所利用がある月の介護予防通所リハビリテーション費が日割りで算定されているか。

郵送で『確認届』・『照会事項』が届いた場合は、回答を記入のうえ、FAXにて返信してください。

併せて他のサービス提供月の自主点検をお願いします（算定回数、重複算定等）。

◆『居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表』・『介護給付費縦覧審査確認表（支援事業所）』（対象：居宅介護支援事業所・地域包括支援センター）

給付管理票に不備がなくサービス計画費の支払いは既に行われているが、サービス事業所への支払いが行われていない場合に送付しています。

「利用実績のない」給付管理票の提出やサービス計画費の請求を行っていないかどうかを確認してください。

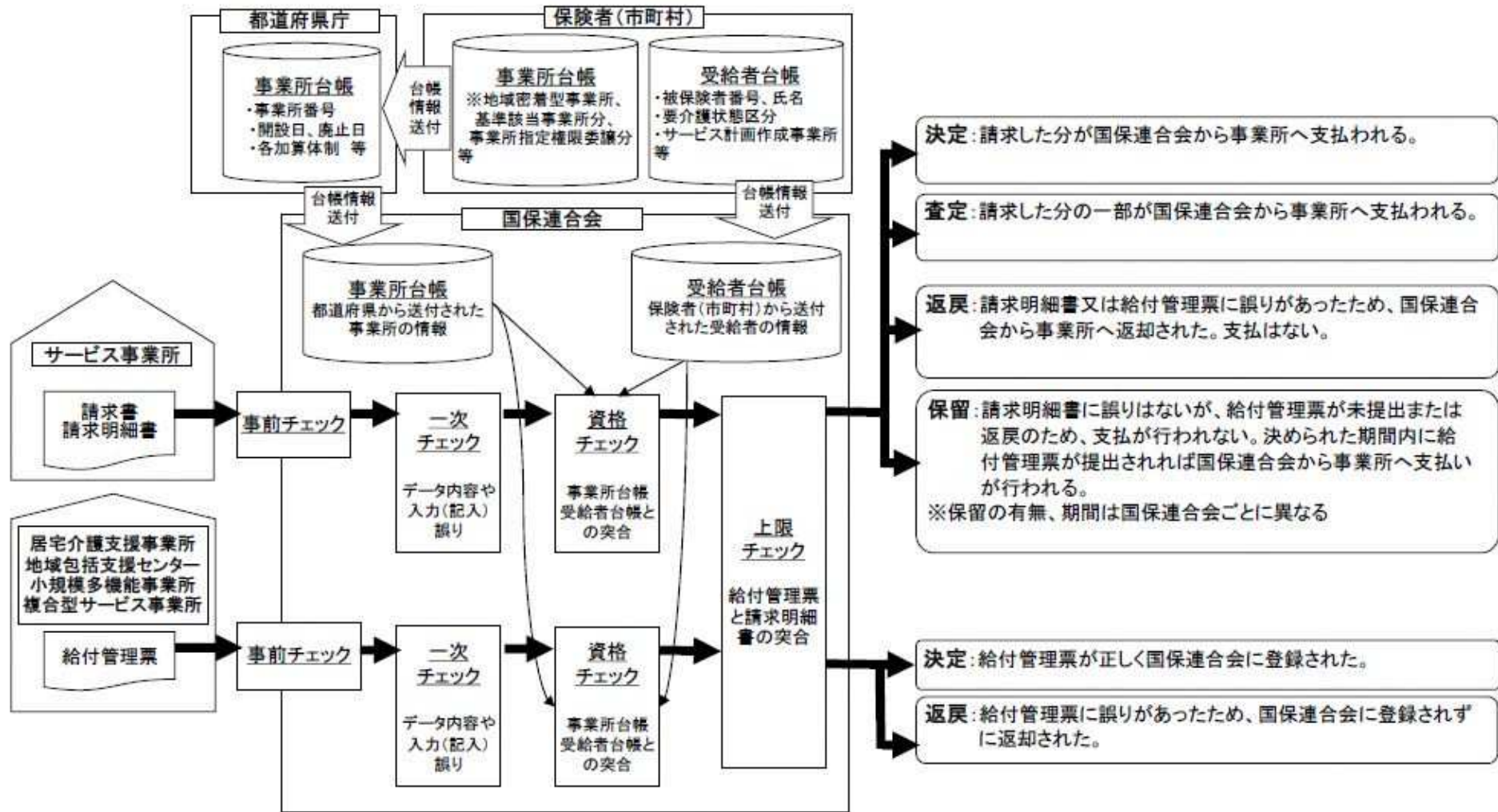
『居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表』： サービス提供月から 5～7ヶ月後に審査結果と一緒に送付します。

サービス計画費の請求に誤りがあった場合はサービス計画費の過誤取下げをしてください。

『介護給付費縦覧審査確認表（支援事業所）』： サービス提供月から 8ヶ月後に郵送にて送付します。

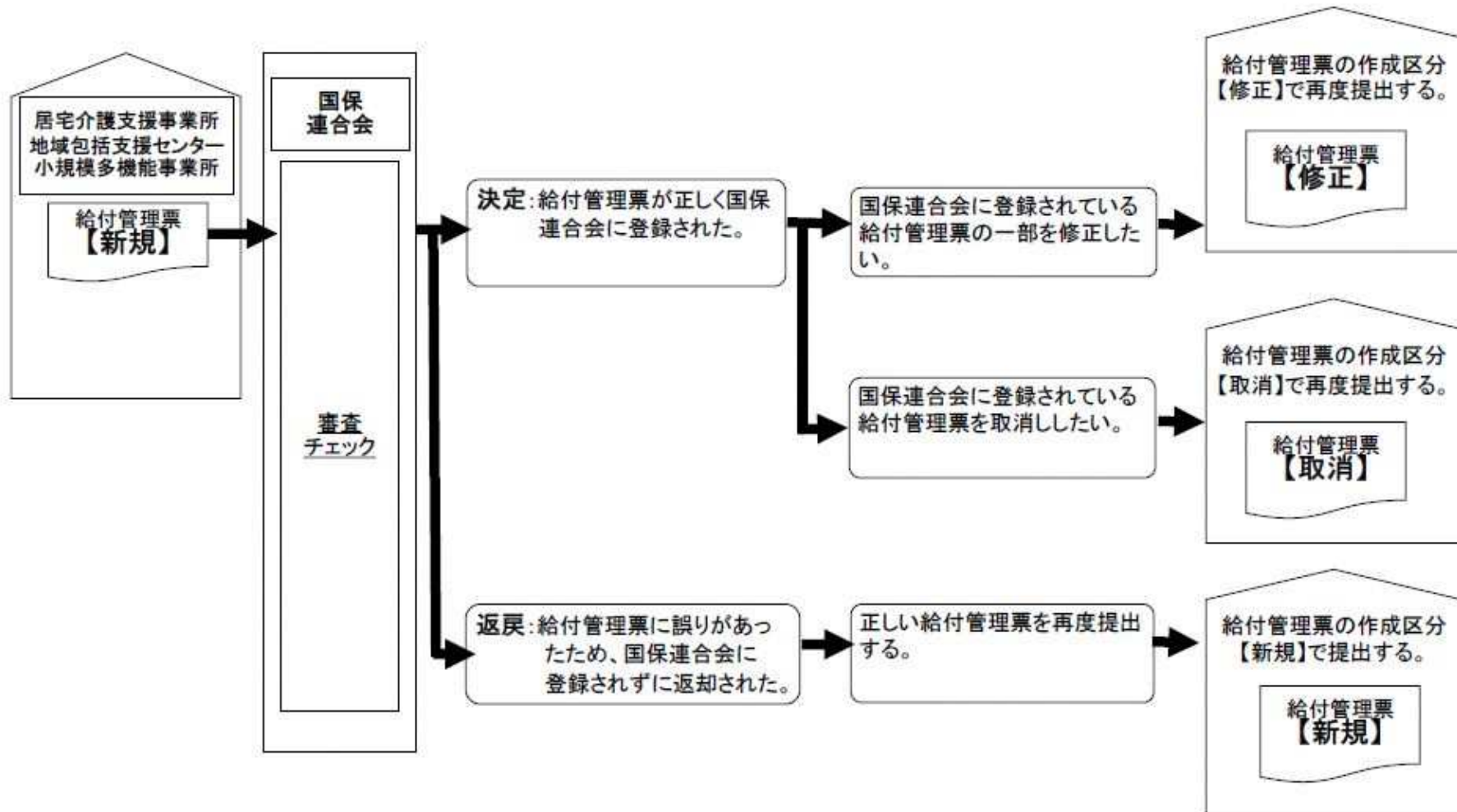
回答欄に確認した内容と過誤の“要・不要”を記入のうえ、FAXにて返信してください。

国保連合会での審査と支払までの流れ



給付管理票「新規」「修正」「取消」

給付管理票の作成区分には「新規」、「修正」、「取消」の3つの区分があります。それぞれの区分の取扱いは以下のとおりです。



返戻（保留）一覧表の見方

審査の結果、「返戻」または「保留」となったものを通知する一覧表です。

①なにが、②どのような原因で、③結果は「返戻」「保留」のどちらかを確認してください。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表									
事業所（保険者）番号 9970000000					令和〇年〇月審査分				
事業所（保険者）名 □□介護事業所					〇〇県国民健康保険団体連合会				
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス提供 年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備考
		①						②	③

①なにが

→ 「種別」欄で確認

「サ」…サービス計画費（ケアプラン料）

「請」…請求明細書（サービス計画費を除く）

「給」…給付管理票

「ケ」…介護予防ケアマネジメント費請求明細書（総合事業の場合に限る）

②どのような原因で

→ 「内容」欄で確認

この欄を参照して修正等をしてください。詳しくは国保連合会ホームページ内に原因・対応が掲載されていますのでご覧ください。

[静岡県国保連合会 HP](#) → [介護保険事業者の皆様へ](#) → [介護報酬請求に関する資料](#) → [②介護保険請求事務の解説（別冊）](#)

③結果は返戻？保留？

→ 「備考」欄で確認

「保留」…突合する給付管理票の決定がないため、翌月審査まで支払いは保留します。

「返戻」…請求（提出）は却下されました。必要に応じて再請求（再提出）が必要です。

「〇〇〇〇」（4文字の英数字）…こちらも「返戻」と同様です。

静岡県国保連合会のホームページ

請求に関する疑問や各種様式はホームページをご覧ください!

静岡県国保連合会



静岡県国民健康保険団体連合会
Shizuoka National Health Insurance Organization

一般の皆様へ 保険医療機関・薬局等の皆様へ (内科・歯科・調剤薬局・訪問看護) 特定健診等実施機関の皆様へ **介護保険事業者の皆様へ** 障害福祉サービス事業者の皆様へ

ホーム > 介護保険事業者の皆様へ

介護保険事業者の皆様へ

- 介護保険事業者の皆様へ
- 介護報酬の請求方法について >
- 令和6年度 介護給付費受付締切日等予定表 >
- 介護報酬請求に関する各種資料 >
- ★事業所⇒国保連 (各種様式) >
- 介護保険だより >
- 介護保険・保険者番号一覧表 >
- 介護保険の苦情・相談 >
- ケアプランデータ連携システムについて >
- 事業所別審査状況一覧表印刷の手引き >
- 各種お知らせ等 >

介護報酬の請求方法について

- ① 平成30年4月以降の介護給付費の請求について (ISDN請求の廃止・書面による請求の原則廃止)
- ② 介護保険におけるインターネット請求の概要

介護給付費受付締切日等予定表

- ① 令和6年度 介護給付費受付締切日等予定表

介護報酬請求に関する各種資料

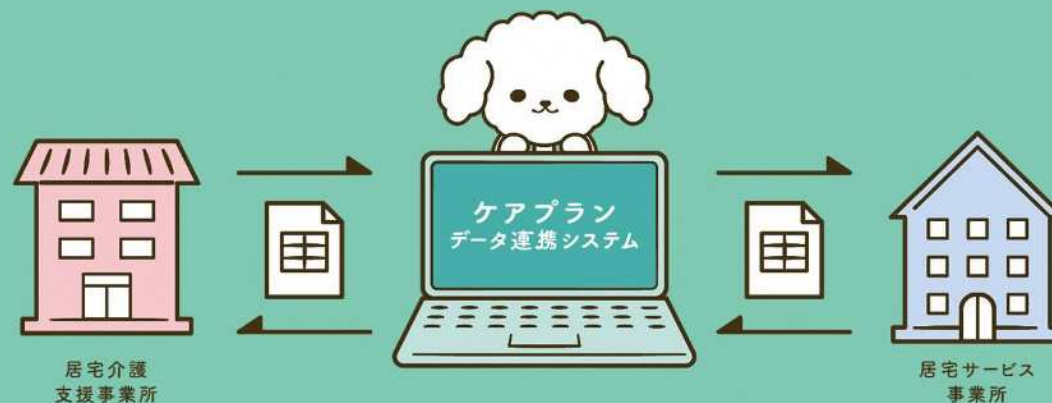
- ① 医療保険と介護保険の給付調整について
- ② 介護保険請求事務の解説
- ③ 月途中の変更における事務処理対応等
- ④ 福祉用具貸与介護給付費請求明細書記載例
- ⑤ 保険料滞納者に対する給付制限
- ⑥ 「居宅療養管理指導」請求における介護給付費請求書・明細書の記載例
- ⑦ の居宅介護支援費請求における算定要件等について (初回加算、退院退所加算)
- ⑧ 介護予防支援費請求における算定要件等について (初回加算)
- ⑨ 特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法について (指定医療機関用)
- ⑩ サービス種類と適用可能公費の関係
- ⑪ 制度改正における様式記載例

★事業所⇒国保連 (各種様式)

ケアプランのやりとりを、紙からデジタルへ。

ケアプランデータ連携システムについて

～ システムの全体概要と機能 ～



公益社団法人
国民健康保険中央会

All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

アジェンダ

第一部 ケアプランデータ連携システムについて

1. はじめに
2. システム活用による効果
3. システムの全体概要
4. 利用開始までの流れ
5. サポートサイトとライセンス料

第二部 ケアプランデータ連携システムのシステム機能について

1. システムの操作方法
2. 新機能のご紹介
3. 令和6年度介護報酬改定について

第一部

ケアプランデータ連携システムについて



1. はじめに

こんなお悩み抱えていませんか？

書類を郵送したり、FAXを送ったり
することが面倒くさい...



手入力での作業が多く
転記ミスが多い...



書類の管理と
やりとりが煩雑で混乱する...



デジタル化！

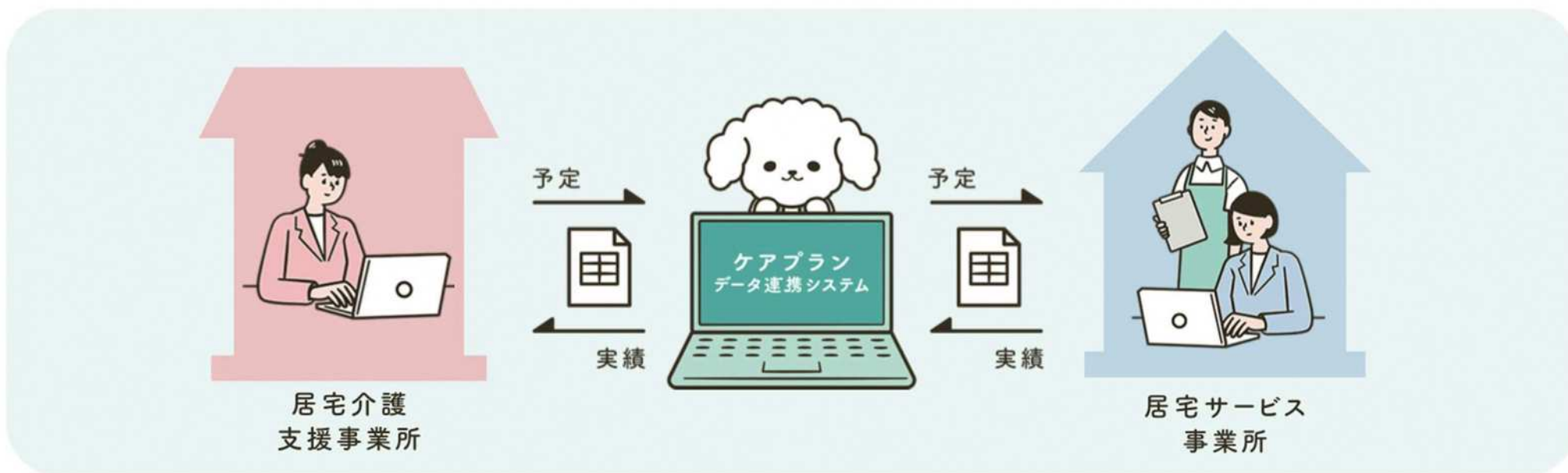


面倒な提供票や計画表のやりとりを
効率化できます。

1. はじめに

ケアプランデータ連携システム

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、
オンラインで完結できる仕組みです。



1. はじめに

ケアプランデータ連携システム

3つのメリット

かんたん



計画書(1表、2表)や
提供票データ(6表、7表)といった
CSVファイルなどを
ドラッグ&ドロップするだけで
送信準備完了。
郵送やFAXなどの送付の手間
から解放されます。

あんしん



記載ミスや書類不備が減り、
手戻りが減少。
介護報酬請求で使用されている
セキュリティ方式を採用し、
安全性は万全。
導入から運用まで、
安心のサポート体制を提供します。

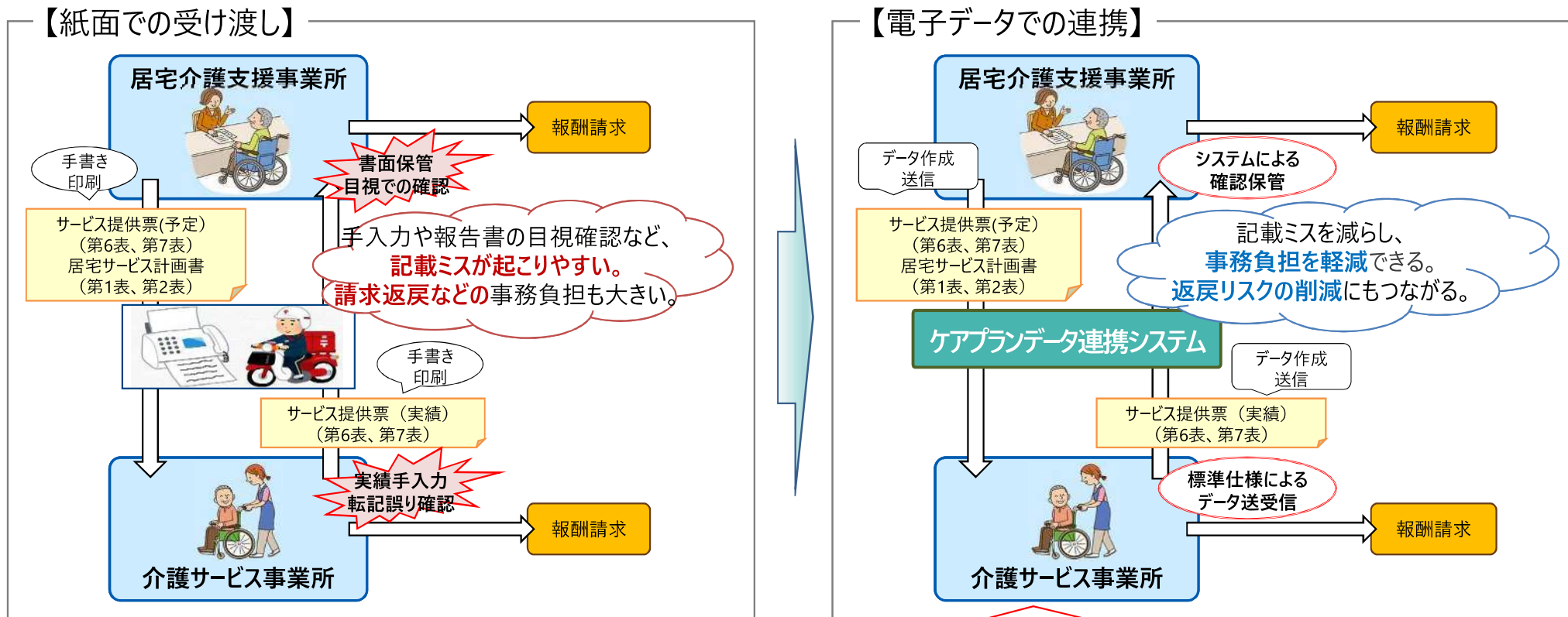
さくげん



やりとりにかかる業務時間を
約1/3に抑えられる
研究結果があります。
費用については、ライセンス料
21,000円の投資で
年間約80万円の削減が見込めます。

(出典:令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の
生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」)

2. システム活用による効果



【期待できる効果】

- ・記載時間の**削減**
- ・転記誤りの**削減**
- ・データ管理による文書量**削減**
- ・介護従業者の負担**軽減**

【効率化による相乗効果】

- ・利用者支援にかかる**時間増**
- ・ケアの質の**向上**

2. システム活用による効果

■費用対効果の試算例

事業所がケアプランを紙面で送付するため、以下項目にかかる費用の削減が見込めます。

- ・ 人件費の削減
- ・ 印刷費の削減
- ・ 郵送費の削減
- ・ 交通費の削減
- ・ 通信費（FAX）の削減

（人件費削減を考慮した場合）
約81万6千円/年の削減

※ 1ヶ月あたり約6万8千円 × 12ヵ月

（人件費削減を考慮しない場合）
約7万2千円/年の削減

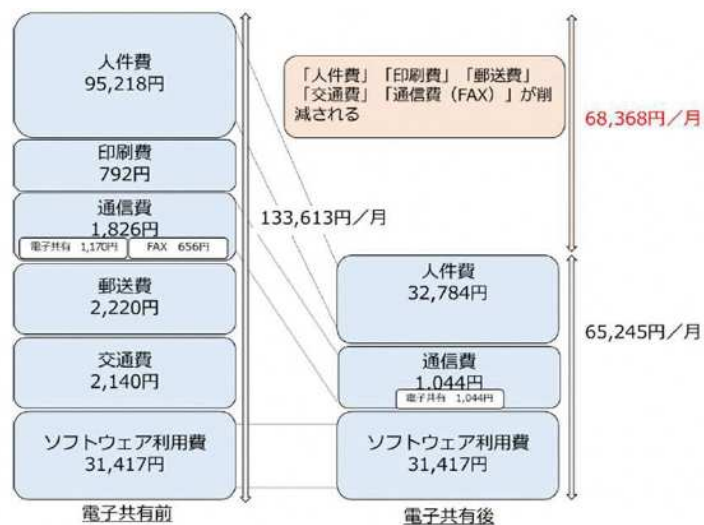
※ 1ヶ月あたり約6千円 × 12ヵ月



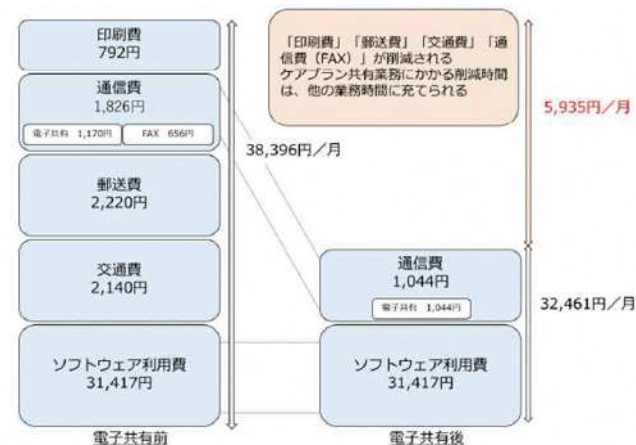
【コスト削減による相乗効果】

- ・ 介護人材の**新規確保**
- ・ 介護人材の**定着率向上**
- ・ 事業所経営の**収益改善**
- ・ 事業所環境の**新規投資** …

令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」より抜粋



※ケアプラン連携効果の推計（人件費削減を考慮した場合）



※ケアプラン連携効果の推計（人件費削減を考慮しない場合）

※調査研究のアンケート結果から試算した**全国平均の見込み金額**あり、削減費を確約するものではありません。

【ご参考】効率化試算ツールのご紹介

システム導入による効果を試算してみたい方向けに「**かんたんシミュレーションツール**」をご用意しています。

サンプル

入力欄

事業所情報				
提供表作成・共有業務を行う職員数	事業所数	取引事業者数	取引事業者数の中で、ケアプランデータ連携システムの対象となる事業者数	利用者人数
6	1	10	7	40

結果サマリ

費用対効果

年間	5,272,000	円分の費用を他予算に転嫁可能
年間	395.9	時間分の業務を他の業務に転嫁可能

年間の削減費用
及び削減時間

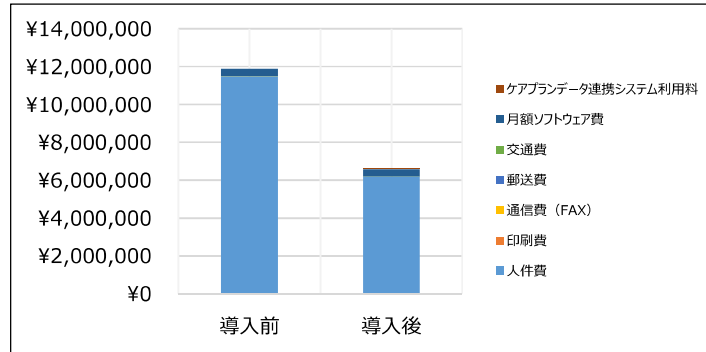
詳細

費用

	費用							合計
	人件費	印刷費	通信費 (FAX)	郵送費	交通費	介護ソフト費	ケアプランライセンス料	
導入前	11,458,960	2,112	6,336	18,240	17,664	377,004	0	11,880,315
導入後	6,197,005	634	1,901	5,472	5,299	377,004	21,000	6,608,314
差分	-5,261,954	-1,478	-4,435	-12,768	-12,364	0	21,000	-5,272,000

シミュレーションツールは
サポートサイトより
ご利用いただけます!

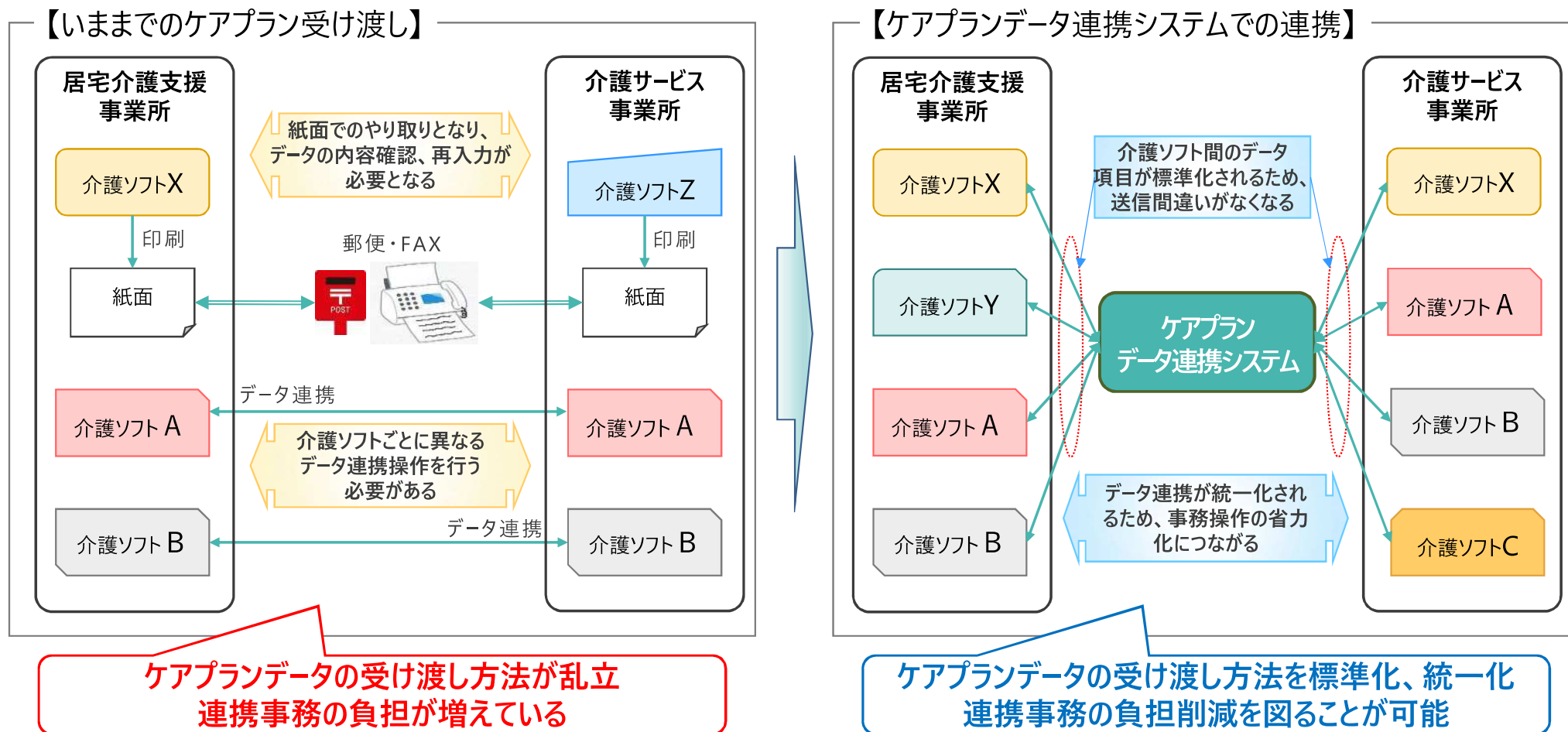
値を入力すると
効率化試算結果を
自動計算します。



導入前と
導入後の比較

2. システム活用による効果

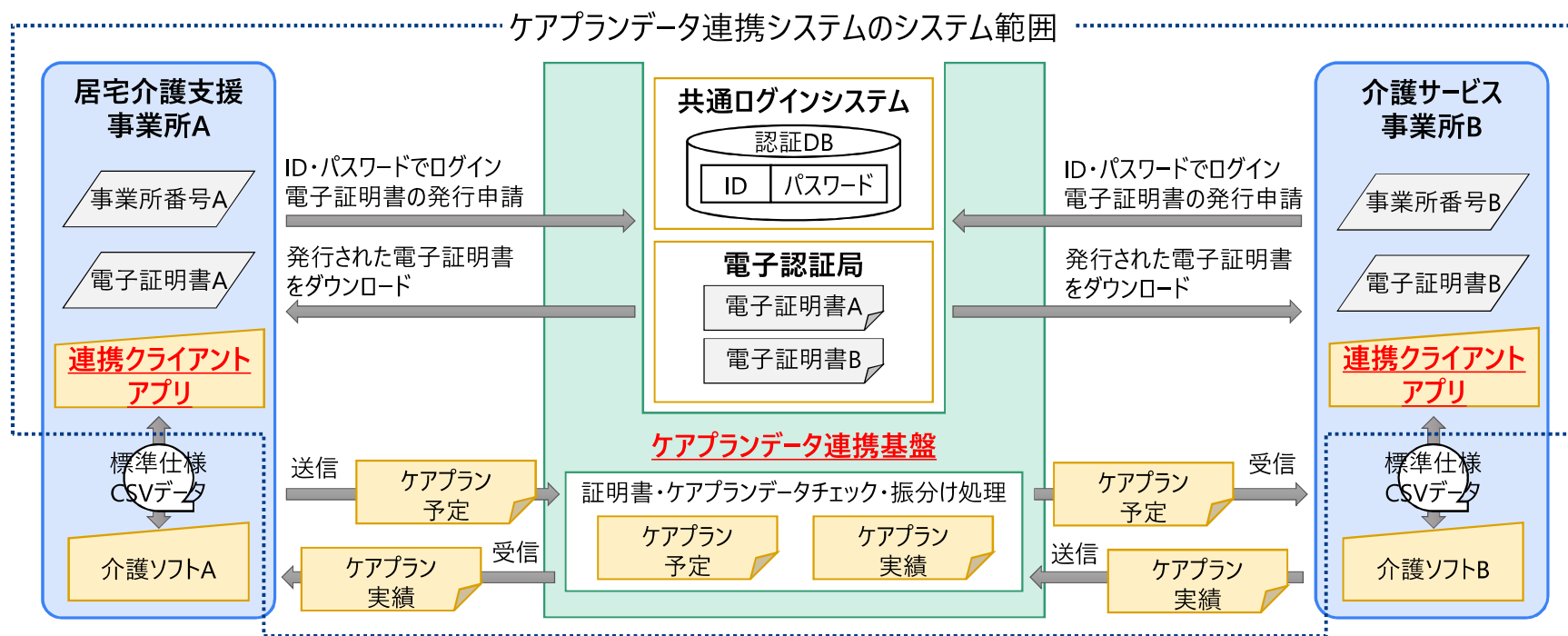
「ケアプランデータ連携システム」をご利用することで、**データ連携の標準化、統一化**が図れます。



3. システムの全体概要

ケアプランデータ連携システムは、介護事業所のパソコンにインストールされる「連携クライアントアプリ」と、クラウドセンターに設置される「ケアプランデータ連携基盤」から構成されます。

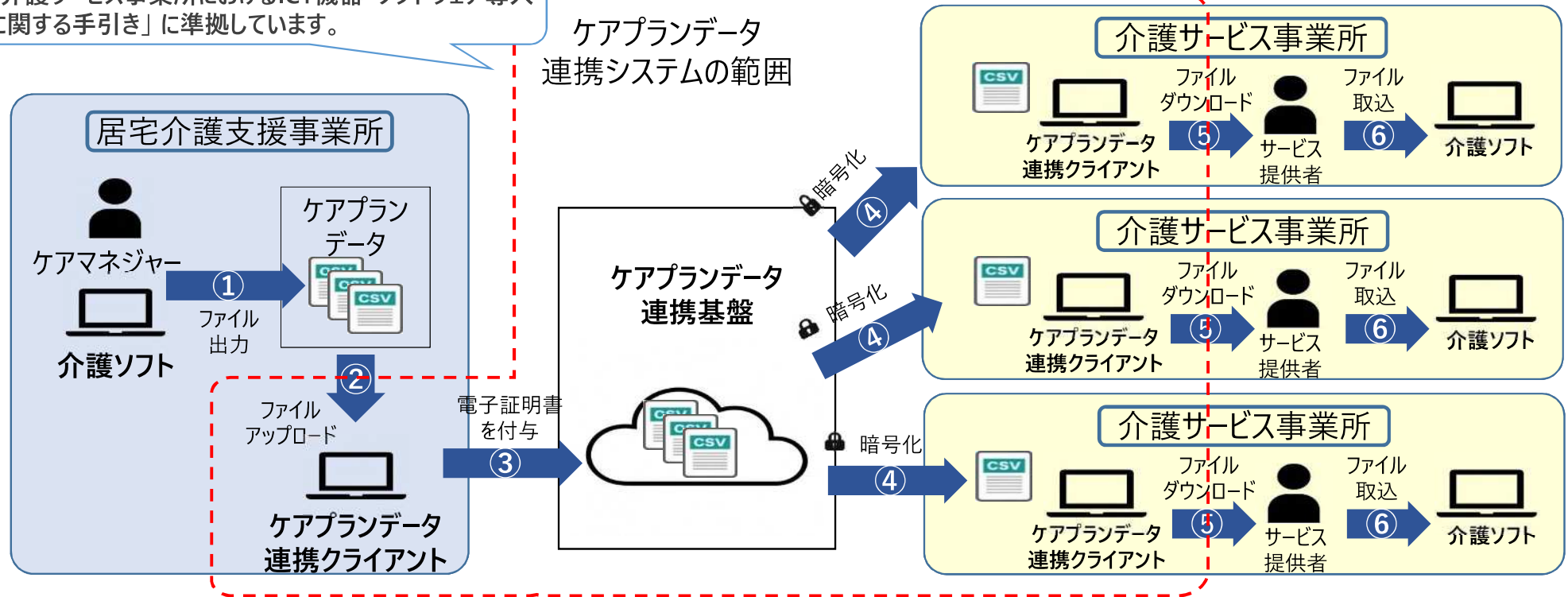
介護事業所の利用者は、「連携クライアントアプリ」からインターネット回線を経由し、「ケアプランデータ連携基盤」を介して、事業所間のケアプランデータのやり取りを行います。



- インターネット請求で実績のある国が定めたセキュアな通信方式を採用し、安全安心なデータ連携を提供
- インターネット請求で使用するユーザID、パスワード等の活用により、本システム利用にかかる事務手続きを簡便化

【ケアプランデータ（予定）の連携 業務フロー】

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、
「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き」に準拠しています。



【居宅介護支援事業所】

- ① 介護ソフトにてケアプランデータ予定ファイルを作成、CSVファイルとして出力
- ② 出力したケアプランデータ予定ファイルをケアプランデータ連携クライアントにアップロード
- ③ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信

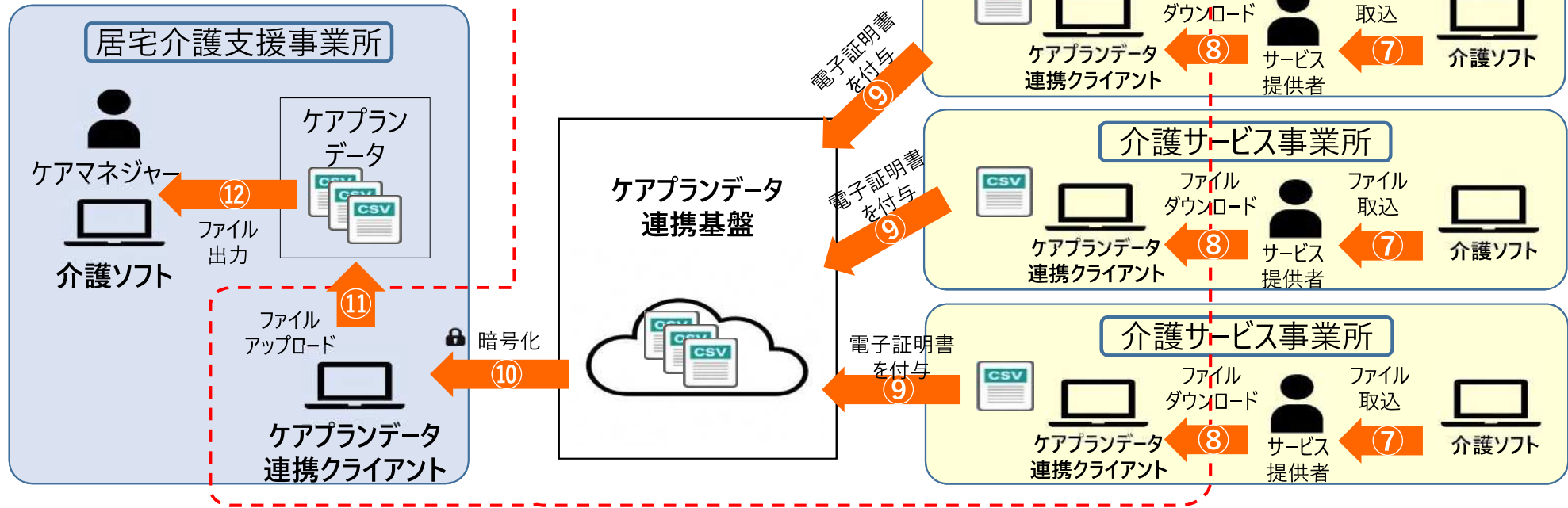
【介護サービス事業所】

- ④ ケアプランデータ連携クライアントで送信情報を確認、ケアプランデータ連携基盤から受信
- ⑤ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ予定ファイルをダウンロード
- ⑥ ダウンロードしたケアプランデータ予定ファイルを介護ソフトに取り込み

【ケアプランデータ（実績）の連携 業務フロー】

データで連携するため、データの二重入力の手間や時間を削減できるとともに、介護ソフトで予定と実績の自動チェックが可能となります。

ケアプランデータ
連携システムの範囲



【居宅介護支援事業所】

- ⑩ ケアプランデータ連携クライアントで送信情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信
- ⑪ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ実績ファイルをダウンロード
- ⑫ ダウンロードしたケアプランデータ実績ファイルを介護ソフトに取り込み

【介護サービス事業所】

- ⑦ 介護ソフトにサービス実績を入力、ケアプランデータ実績ファイルをCSVファイルとして出力
- ⑧ 出力したケアプランデータ実績ファイルをケアプランデータ連携クライアントにアップロード
- ⑨ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信

4. 利用開始までの流れ

初めてご利用される方向けに「**ケアプランデータ連携システム スタートガイド 導入フロー編**」をご用意しています。

初めてご利用される方へ

**ケアプランデータ連携システム
スタートガイド**

導入フロー編



令和6年4月
操作マニュアル 第1.20版
連携クライアントアプリケーション1.1.2.0版

● 利用開始前の確認

1

PC環境の確認



2

介護ソフトの確認



3

電子請求用のID確認



● 利用開始までの流れ

4

製品
ダウンロード



5

電子証明書
インストール



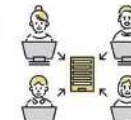
6

利用申請



7

利用開始



導入フロー編

1-3. 電子請求用のID確認

電子請求用のID確認

利用申請やデータ送信時に用いる、電子請求受付システムで使用されているIDから始まる14桁のユーザIDおよびパスワードを確認します(IDから始まるユーザIDは代理請求用のため利用できません)。

● 介護電子請求用のIDおよびパスワードの確認方法

2. 利用開始までの流れ

2-2. 電子証明書インストール

電子証明書がインストールされていない場合は、「介護保険証明書」のインストールもしくは「請求委任事業所用ケアプラン証明書」の申請・インストールをお願いします。

● 各証明書申請およびインストール方法

1. 証明書の発行/ダウンロードの確認
単発 | 請求委任事業所用ケアプラン証明書は請求委任事業所に発行/ダウンロードする必要があります。
(インストールは「電子証明書インストール」参照)

2. 請求委任事業所用ケアプラン証明書の申請およびインストール
単発 | 請求委任事業所用ケアプラン証明書の申請は、請求委任事業所に申請/インストールする必要があります。
(インストールは「電子証明書インストール」参照)

手順はこちら
(1) 請求委任事業所用ケアプラン証明書の申請/インストール
(2) 請求委任事業所用ケアプラン証明書のインストール

手順はこちら
(1) 請求委任事業所用ケアプラン証明書の申請/インストール
(2) 請求委任事業所用ケアプラン証明書のインストール

4. 利用開始までの流れ

福祉・保健・医療の総合サイト「WAM NET」にて
ケアプランデータ連携システムの利用事業所の検索が可能です。

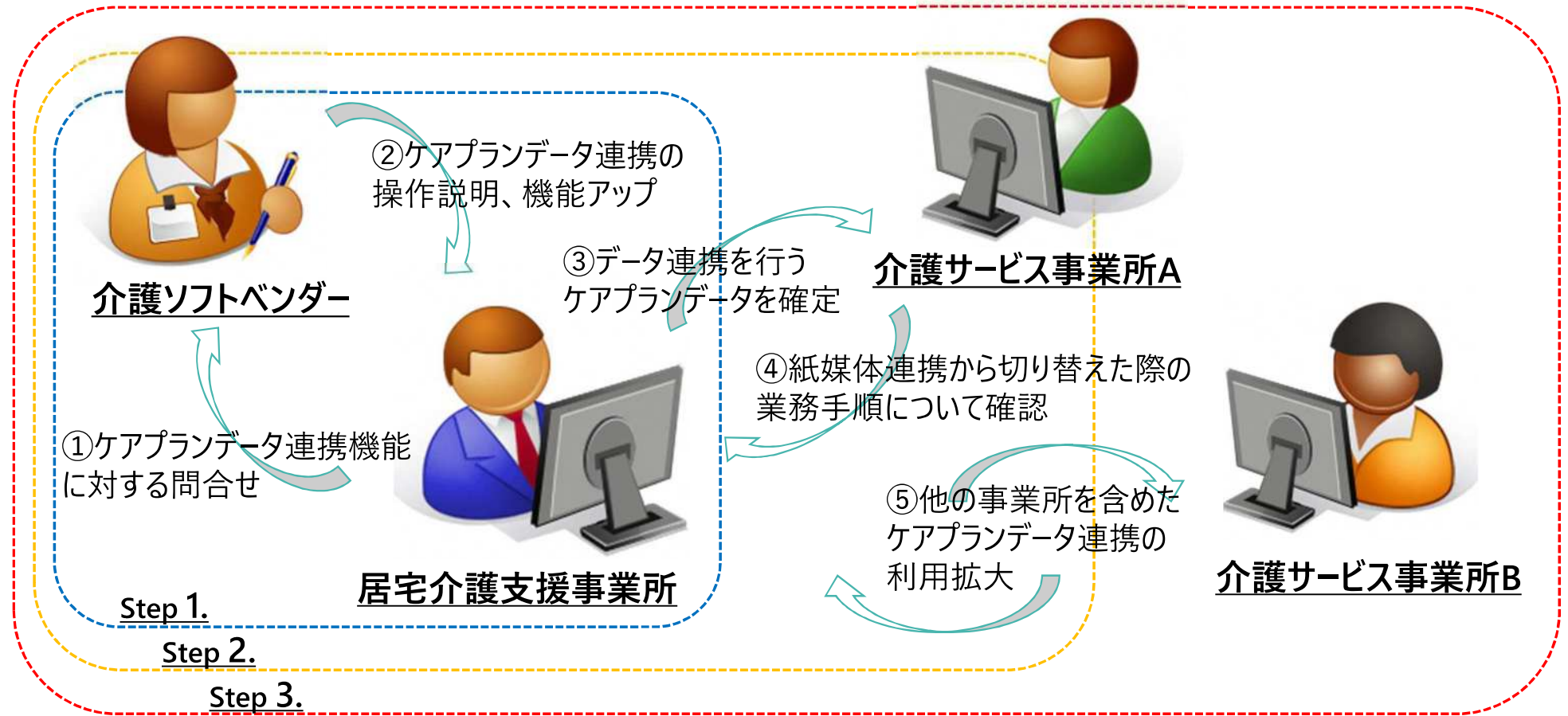
The screenshot displays the WAM NET website interface. On the left, the '事業所検索メニュー' (Facility Search Menu) includes options for '地図から探す' (Search by map), '地域別の一覧から探す' (Search by region list), and '事業所名から探す' (Search by facility name). A red arrow points from the '地図から探す' option to a map of Japan. On the right, a detailed map view of the Tokyo area shows search results. A red box highlights a specific facility's information popup, which includes the following details:

- ① AAA居宅介護支援事業所
居宅介護支援事業所
東京都墨田区緑X-X-X
〇〇ビル〇階
介護サービス情報公表システムの詳細画面へ
- ② BBB訪問介護ステーション
訪問介護
東京都墨田区緑X-X-XX
介護サービス情報公表システムの詳細画面へ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsystop>

【ご参考】事業所とのデータ連携の進め方

居宅介護支援事業所とサービス事業所との間で、一斉にデータ連携を推し進めるのではなく、段階的に切り替えるやり方が、着実にシステム利用を行うことができます。



5. サポートサイトとライセンス料

サポートサイトにて、事業所向けに各種最新情報を掲載しています。
お問い合わせは、コールセンターおよび、お問い合わせフォームにて随時受け付けています。
サポートサイトは、検索サイトから **「ケアプラン ヘルプデスク」** で検索ください。

サポートサイト



<https://www.careplan-renkei-support.jp>

ケアプラン ヘルプデスク

検索

お問い合わせ



0120-584-708

受付時間 9:00～17:00

(土日祝日・年末年始 (12/29～1/3) は除く)

[問い合わせフォーム](#)からも受け付けています



5. サポートサイトとライセンス料

サポートサイトに、ケアプランデータ連携システムを導入いただきました事業所様の声を掲載しています。今後、多くのご利用者の声を随時掲載していく計画です。

居宅介護支援事業所様



**利用者が語る、
ケアプランデータ連携システム
「介護業界の時代が変わる瞬間」**

長谷川 徹 代表（はせがわ とおる）

 **居宅介護支援事業所
株式会社トライドマネジメント代表**

2008年-2017年 ケアマネジャーとして介護保険サービスが必要とする多くの方々を担当。2017年、ケアマネジャーを公平に評価できる会社を作りたいという思いから、株式会社トライドマネジメントを設立。現在、横浜を拠点にケアマネジャー8名、事務員3名を束ねる。

居宅サービス事業所様



**利用者が語る、ケアプランデータ連携システム
「届けたいケアを、続けていくために」**

大須 美佐子 所長（おす みさこ）
池田営業所 訪問介護サービス

藤井 尚子 課長（ふじい なおこ）
在宅介護推進課

今村 あおい 代表（いまむら あおい）
代表取締役

吉岡 さとみ 部長（よしおか さとみ）
経理管理課

 **株式会社 新生メディカル**

1977年の設立、1988年より訪問介護サービス開始。以後岐阜県内の岐阜市、大垣市、瑞穂市、高山市、多治見市、池田町の6営業所を展開し、居宅介護サービスを中心に、介護予防、日常生活支援総合事業、定期巡回、随時対応型訪問介護看護サービス、障がい者居宅介護サービス、福祉用具の費与・販売など、その方の望む暮らしができるよう支援を行っている。

5. サポートサイトとライセンス料

- 1事業所番号ごとのライセンス料は月額1,750円(税込み)でご利用いただけます。
- ライセンスの有効期限は1年間です。申込日から起算しての1年間ですので、いつでも利用開始可能です。
- 支払い方法はライセンス料1年分21,000円(税込み)を、電子請求の証明書発行手数料と同様、国保連合会に請求する介護給付費からの差し引きとなりますが、請求書送付による口座振り込みにも対応しています。

? よくあるご質問

Q1	複数の介護事業所を運営している場合は、どのようになりますか。
A1	事業所番号ごとのライセンス料となります。 複数事業所を運営している場合であっても、事業所番号が同じでしたら、1事業所番号あたりのご利用となります。
Q1	複数年利用する場合、例えば3年間利用する時はどのようになりますか。
A1	利用期間は1年ごとの契約となりますので、有効期間ごとに利用更新手続きをお願いします。

第二部

ケアプランデータ連携システムの システム機能について

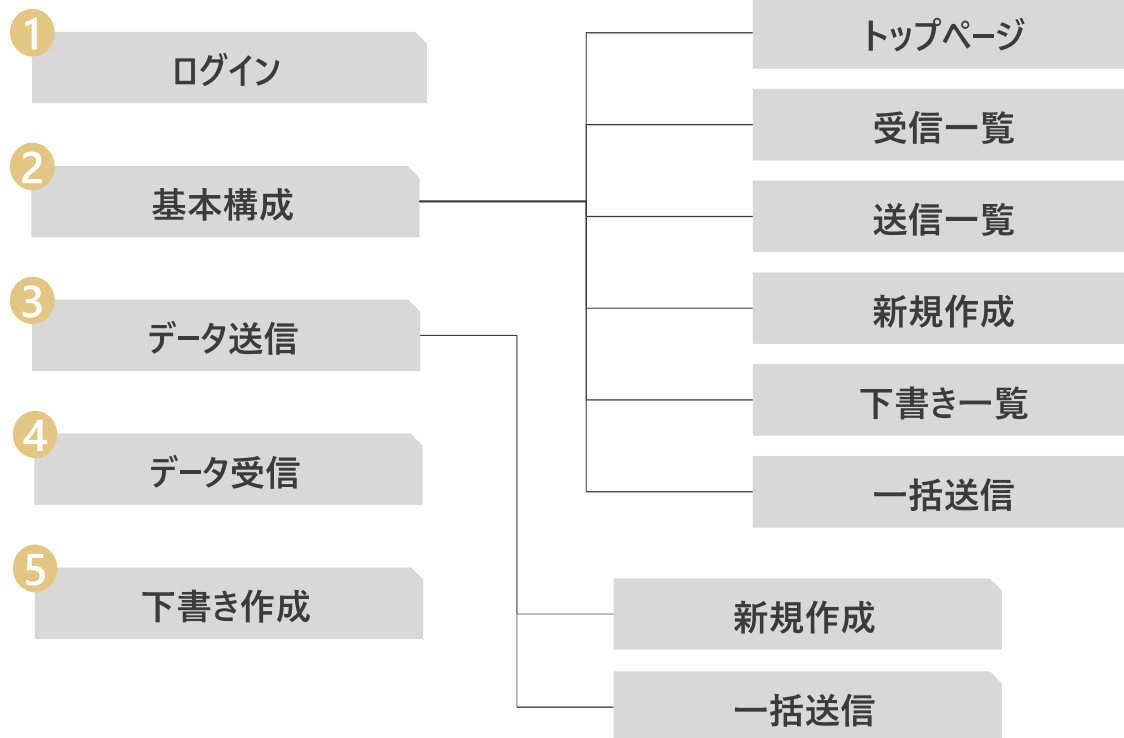


1. システムの操作方法

初めてご利用される方向けに「**ケアプランデータ連携システム スタートガイド システム操作編**」をご用意しています。



● 連携クライアントアプリの操作



2. 新機能のご紹介

事業所様の声を取り込み、
大変便利になりました！

令和6年2月より「ケアプラン連携クライアント アプリケーション v1.1.2」をサポートサイトより提供しています。

一括送信時のメッセージが一括で登録できるようになりました



ログイン画面を集約し、事業所ログインまでの入力手順を改善しました



受信一覧に遷移するだけで最新の受信一覧に更新されるようになりました



システムのエラーメッセージが分かりやすくなりました



お使いのアプリのバージョンが確認できるようになりました



お知らせが連携クライアントアプリから確認することが可能となりました



システム利用の有効期限がアプリから確認できるようになりました



電子証明書の状態がアプリから確認できるようになりました



3.令和6年度介護報酬改定について

令和6年の介護報酬改定にて、居宅介護支援費(Ⅱ)の逡減制緩和措置の条件にケアプランデータ連携システムの利用が盛り込まれました。以下のようなシミュレーションですと、1ヶ月約40,000円のメリットが期待できます。

■居宅介護支援費(Ⅱ)の緩和措置条件が変わります。

居宅介護支援費(Ⅱ) 緩和措置

現行 ICT機器の活用 **または** 事務職員の配置

改正 **ケアプランデータ連携システム**の活用 **および** 事務職員の配置

■逡減制適用の件数が変わります。

居宅介護支援費(Ⅰ) 緩和措置

現行 40件から逡減制適用

改正 **45件**から逡減制適用

居宅介護支援費(Ⅱ) 緩和措置

現行 45件から逡減制適用

改正 **50件**から逡減制適用

参考資料：「第239回社会保障審議会介護給付費分科会」資料より。詳細は厚生労働省HPをご参照ください。

ケアマネジャー1人あたりの取扱件数が **50件**の場合

居宅介護支援費(Ⅰ)

ケアマネジャー1人あたり、ひと月あたり

$$(1,411\text{単位}\times 44\text{件} + 704\text{単位}\times 6\text{件}) \times 11.40\text{円/単位} = \underline{\underline{755,911.2\text{円}}}$$

45件から逡減制適用

**差額
約 40,000円**

居宅介護支援費(Ⅱ)

ケアマネジャー1人あたり、ひと月あたり

$$(1,411\text{単位}\times 49\text{件} + 683\text{単位}\times 1\text{件}) \times 11.40\text{円/単位} = \underline{\underline{795,970.8\text{円}}}$$

50件から逡減制適用

※1 R6年度改定案における居宅介護支援費(Ⅱ・i)における要介護3から5における単位数 (R6 1.22 社保審-介護給付費分科会 第239回 (R6.1.22) 参考資料2-1)

※2 R6.1.22時点の地域区分1級地 人件費割合70%の場合

公益社団法人 国民健康保険中央会
All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

